

名称：「ポリマー組成物の製造方法」事件（審決取消請求事件）

知財高裁 平成20年（行ケ）第10205号

平成21年3月12日判決言渡（認容判決）

特許法29条2項

キーワード：動機付け、教示、示唆

[概要]

『引用発明に定めた要件が本願発明の構成要件と相違する場合、引用文献に接した当業者が本願発明の構成に至るためには、少なくとも他の公知文献等において、本願発明の構成要件を採用することの動機付け、教示ないし示唆が存在することが必要である。』として、原告（出願人）の主張が認められた事例

[特許請求の範囲]

ポリマー組成物の製造方法であって、

(a) 炭素フィブリル0.25～50重量%をポリマー材料と配合し、ここでこのフィブリルの少なくとも一部分は凝集体の形態であり；

(b) この配合物を混合して、上記ポリマー材料中に上記フィブリルを分布させ；次いで

(c) この配合物に剪断力を適用して、上記凝集体の実質的全部が、面積ベースで測定して、 $35\mu\text{m}$ よりも小さい径を有するまで、この凝集体を分解させる；
工程からなる製造方法。

[争点]

引用文献2に記載された引用発明に、引用文献1及び引用文献3に記載の発明を適用し、炭素フィブリルの凝集体の径を $35\mu\text{m}$ よりも小さい径とすることは、当業者が容易になしうることであるか否か。

[裁判所の判断]

裁判所は、『引用文献2には、「極細炭素フィブリルにおいて、径が $0.1\sim 0.25\text{mm}$ の範囲内の凝集体の含有率が50%を下回る場合、導電性付与効果が十分でなく、また得られる樹脂組成物の機械的強度が低下する」と記載されている。そうすると、引用文献2では凝集体の径が 0.1mm に満たない小さな凝集体が一定以上の割合（50重量%以上）を占めることを、十分な導電性及び機械的強度を確保するという観点から排除しているものといえる。そして、引用発明において上記のような要件が定められていることが本願発明を想到する阻害要因になるとまでは直ちにいうことができないとしても、引用文献2に接した当業者が本願発明の構成に至るためには、少なくとも他の公知文献等において、炭素フィブリルの凝集体の実質的全部について径の大きさを 0.10mm （ $100\mu\text{m}$ ）よりも小さくした場合に十分な導電性と機械的強度が得られることの教示ないし示唆が存在することが必要であるが、引用文献1, 3には、そのような教示ないし示唆が存在するとはいえない。』と判断し、審決を取り消した。

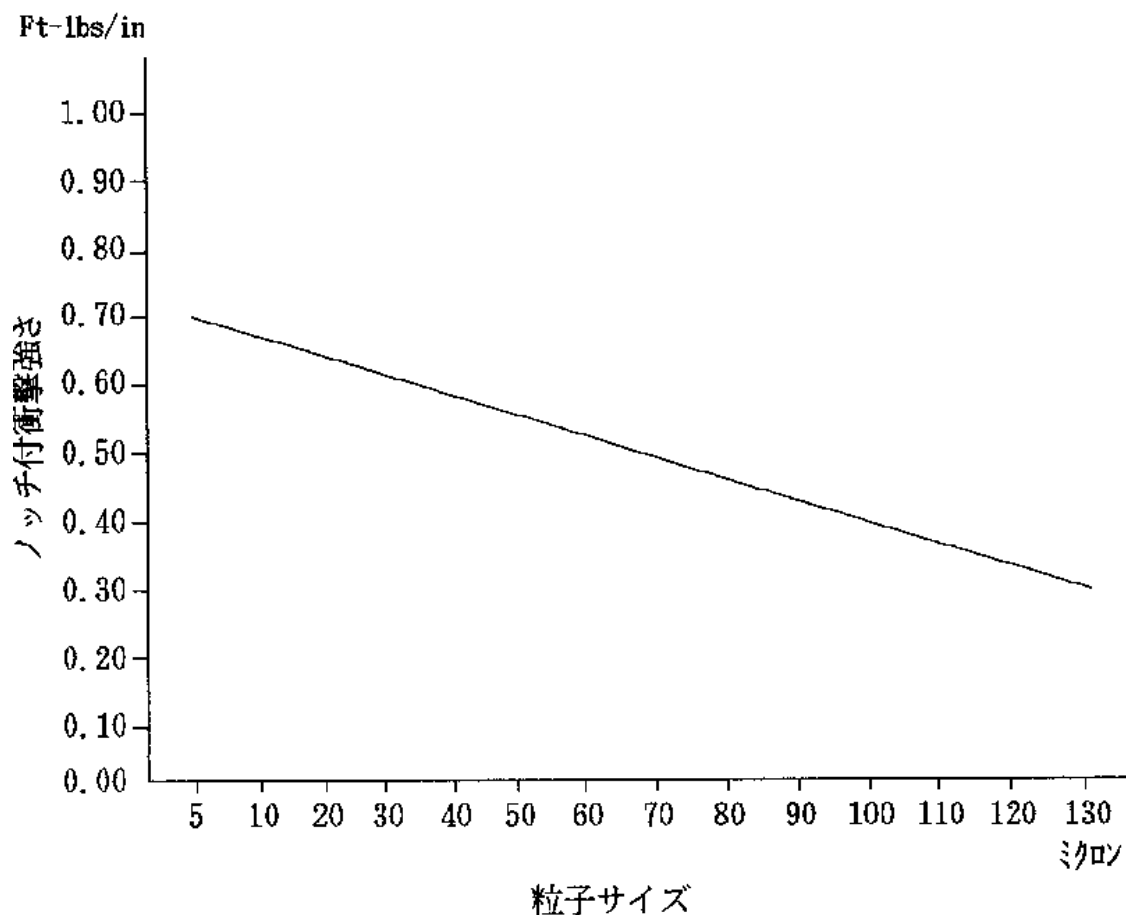
補足資料（本願明細書内における「炭素フィブリル凝集体の径$35\mu\text{m}$」のサポート記載）

表IV

例	最大粒子サイズ (μm)	体積抵抗率 ($\Omega\text{-cm}$)	ノッチ付衝撃強さ (ft-lbs/in)
1	100	$>10^{13}$	測定しない
2A	130	5×10^5	0.26
2B	70	3×10^6	0.46
2C	5	2×10^3	0.69
2D	5	2×10^5	測定しない
2E	-	$>10^{13}$	0.77

表VI

粒子サイズ対 I Z O D ノッチ付衝撃強さ



表VIの曲線を参照すると、最大凝集体サイズが $35\mu\text{m}$ よりも小さい径を有するフィブリルが、無充填材料のノッチ付き衝撃強さの少なくとも75%であるノッチ付き衝撃強さを有する最終製品を生成させることが判る。